

## 令和7年度船橋市児童虐待相談対応に係る法律アドバイザー設置要領

### (目的)

第1条 児童相談所開設準備課家庭児童相談室（以下「相談室」と総称する。）が行う児童虐待の相談対応について、被害を受ける児童の支援における専門性と客観性を確保し、より適切な対応を図るため、弁護士を法律アドバイザーとして設置する。

### (職務内容)

第2条 法律アドバイザーは、次に掲げる職務を行う。

- (1) 児童虐待の事例に関して相談室が行う相談対応、文書作成等について、面接又は電話の方法により、法的観点から助言等を行うこと。
- (2) 市長の依頼により、会議等へ出席し、助言等を行うこと。

### (推薦及び依頼)

第3条 市長は、千葉県弁護士会が所属のうちから推薦した弁護士であって市長が適当と認めるものに対し、法律アドバイザーを依頼する。

- 2 前項の推薦については、法律アドバイザー推薦書（第1号様式）により行うものとする。

### (人数及び任期)

第4条 法律アドバイザーの人数は3名以内とし、任期は令和8年3月31日までとする。ただし、適切な業務遂行に支障をきたす場合は、法律アドバイザーを追加することができる。

### (法律アドバイザーの取消し)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、法律アドバイザーの取り消しをすることができる。

- (1) 法律アドバイザーから申出があったとき。
- (2) 千葉県弁護士会から申出があったとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

### (守秘義務)

第6条 法律アドバイザーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(報告)

第7条 法律アドバイザーは、第2条に掲げる職務を行った場合は、法律アドバイザー実績報告書(第2号様式)により、市長に報告するものとする。

(謝金)

第8条 市長は、前条に定める報告書に基づき、法律アドバイザーに対し、次に定める謝金を支払うものとする。

- (1) 面接による助言等については、1時間当たり10,000円
- (2) 電話による助言等については、1件当たり2,000円
- (3) 会議出席による助言等については、1時間当たり10,000円

(補則)

第9条 本要領に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて協議を行うものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

船橋市児童虐待相談対応に係る法律アドバイザー推薦書

船橋市長 あて

千葉県弁護士会 会長 島田 直樹

船橋市児童虐待相談対応に係る法律アドバイザーについて、当会所属弁護士である下記の者を推薦いたします。

	氏名	所属事務所	事務所住所	連絡先
1				TEL FAX e-mail
2				TEL FAX e-mail
3				TEL FAX e-mail

(第2号様式)

年 月 日

船橋市児童虐待相談対応に係る法律アドバイザー実績報告書

船橋市長 あて

法律アドバイザー（弁護士）  
氏名

電話相談

相談日時	相談件数	業務種別
年 月 日	件	電話相談
年 月 日	件	電話相談
年 月 日	件	電話相談

面接相談または会議等出席

相談日時	相談時間	業務種別 (種別に○)
年 月 日	時 分から 時 分まで	面接相談・会議等出席
年 月 日	時 分から 時 分まで	面接相談・会議等出席
年 月 日	時 分から 時 分まで	面接相談・会議等出席